

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年4月10日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、おはようございます。時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開催いたしたいと思います。

石川委員はご欠席ということで連絡いただいています。

まず、いろいろ人事異動やありましたので、ちょっとメンバーのほうもかわっておられるようですので、まずちょっと市民文化部のほうからちょっと一言。

○ 佐野市民文化部長

おはようございます。

市民文化部長、2年目になりました。市民文化部、非常に問題山積というか、いろんな課題を抱えてございます。2年目でございますので、できる限り解決に向けて一生懸命やらせていただきますので、委員の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

私ども、私ばかりではありませんでしたけど、あとのメンバーがころっとかわったようなところがありますので、ちょっとご紹介だけさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 杉浦 貴委員長

はい、お願いします。

○ 前田市民文化部理事

市民文化部の理事、文化力推進担当ということで、4月より理事になりました前田でございます。よろしくお願いいたします。

○ 山下市民生活課長

おはようございます。市民生活課長に着任をいたしました山下でございます。海蔵地区市民センターからこちらへ参りました。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤政策推進監

済みません。かわりませんが、引き続きよろしくお願いいたします。政策推進監、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○ 森市民生活課地域調整監

4月より広報広聴課からこちらへ来させていただきました地域調整監、森と申します。よろしくお願いいたします。

○ 堤市民生活課市民活動安全係長

市民生活課市民活動安全係長の堤でございます。2年目でございます。よろしくお願いいたします。

○ 杉浦 貴委員長

どうもありがとうございました。ということで、大分、行政のほうで入れかわりがあったようですけれども、よろしくお願いいたします。

きょうは、この事項書に基づきまして、前回、話の途中で打ち切ったみたいなところがありましたので、そのままの流れで意見を戦わせていただきたいというふうに思っております。

前回、どのあたりに、どういう状況であったかというのをちょっと振り返りますと、まちづくり協働委員会、行政のほうで開催していただいているその委員会の報告書、平成23年度の報告書が出たということで、その内容を説明していただいたわけですが、そこからいろんな質問やら疑問やらたくさん出てまいりまして、こちらの特別委員会の意義とも交差するようなことになりまして、前回、いわゆる特別委員会自体は必要なのかみたいな、それはもうちょっと消されたような形になっておりますけれども、そのほかに理念条例でいいのではないかというような話とか、やっぱり手続条例、実施条例みたいなものが必要だろうという、そんなご意見等がいろいろ出まして、そういう中で、議論中に時間切れということで切らせていただいたということでございますので、まず、この条例の位置づけといいますか、ここら辺をやはりもう少し詰めていきたいというふうに思っておりますのと、それから、この特別委員会とまちづくり協働委員会との整合性というか、それをどのようにしていくのかというのは、やっぱり議題としては大きな議題として残っているんじゃないか、新たに出てきたというか、ですので、そのあたりも含めご議論をいただ

ければ非常にありがたいなというふうに思っております。ということで、その条例の位置づけ、それとこの特別委員会とまちづくり協働委員会との整合性みたいなところ、そのあたりについてお昼まで、また議論をしたいと思っておりますので、何か取っかかりで結構ですので、どなたか一つ意見のほうをよろしく願っていたしたいと思いますがいかがでしょうか。

この資料のほうは皆さん、お手元にありますか。もしなければ、前回のやつ。もしお手元にきょう持ってきて見えない方がみえたら用意してございますので、言っていただきたいと思っております。ありますね。

この理念条例か実施条例かというような、そのあたりから入っていかうかなと思っておりますけれど、これは私、個人的な感じというか、この間のあれですけど、やっぱり実施条例のほうが理念条例よりも、やっぱり実施条例としてつくったほうがいいんじゃないのかなというような方向性が強いような気もしたんですが、委員長がそんなことを言っただけでいかんのかと思っておりますけど、そのあたりはどうでしょうかね。

○ 小林博次委員

この前は済みません。日程調整に失敗して済みません。

さまざまな市民運動が活発に行われるけれども、物差しがないから早く物差しをつくって、市民活動をなおかつ積極的にすることによって、競争社会から共生社会へスムーズな移行を図っていくというのが極めて大きな意義やろうと思うよね。そうすると、理念ではなくて、実施条例をどうつくるのということが課題になるんやろうなと思っている。それで、これ、途中からこんなん割り込んでくるけれども、これは行政側がおやりになればいいことで、条例づくりは、これはこれと横目で見ながら、粛々と急いでつくったほうがいいと思う。でないと、これ、ずっとまとめていくと、じゃ、ここで条例つくろうかという結論になりますから、これ。だからそんな危惧を持ったので。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今、小林委員から急いでつくったらどうやというお話が出てきておりますけれども、この特別委員会とまちづくり協働委員会、これ、このままほうっておくと本当にずっとそのままの、平行線のまま行ってしまうようなところもありますので、うまく交わればいいですけど、交わらん場合はもうそのままそっぽ向くみたいな形になってしまうところもあり

ますけれども、そんなところも含めていかがでしょうかね。

○ 豊田政典委員

行政のまちづくり協働委員会のほうとここの会議の話で、前は大丈夫かいなというのは問題提起をさせてもらったんですけれども、皆さん、いろいろ話し合う中で、最後に副委員長に言ってもらったように、今、小林委員が言われたように、こっちはこっちで進めていけばいいんじゃないかということには一定の決着がついたのかなと思っています。ただ、スピードというか、先に向こうができちゃうと、言われるとおりで、条例をつくっていこうという話になるので、競争じゃないんですけれども、同じ速度で行っちゃうとどうしても対立するところがあるのかなということで問題提起したんですが、そんな決着になったと思っていますからそれでいいと思いますけど。

もう一個の理念かどうかという話ですけど、前の前から、政友クラブのほうで三つの意見になりましたという話をしましたやんか。川村高司委員とかは理念条例でとどめるべきだという話で、中村委員なんかは、僕の解釈ですよ、テーマは別に絞らずに、個性あるまちづくり支援事業費補助金みたいにいろいろ出してもらって、公共性があればどんどん補助したらどうだという意見で、僕はそうじゃなくて、ある程度というか、出せるものを提示したところで手を挙げてくださいみたいな委託型に絞ったらどうだという、実施条例の中の変形ですけど、そんな意見で、僕はあんまり変わっていません。僕自身の話は。行政の、気にせんでもいいんですけど、提案公募型というのはもうちょっと緩やかに多分提示して、やり方とか内容はプロポーザルしてもらおうという話ですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

だから、それはうちで言えば中間みたいな感じかなという気がするんですけど、それも考える、検討する余地はあると思いますけど、いずれにせよ実施条例かなと僕は思っていますけど、理念条例という思いがある人は、この際、委員長の仕切りのように、出してもらわなあかな、みんなで意思統一して進まないといけないんで。僕は実施条例で行くべきだけだね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

理念条例でええやないかと、ある意味、行政と役割分担みたいなことのような考え方になるのかなと思うんですけど、こっちは理念をつくって、それで行政に投げて、細かいところは行政につくらせるみたいなような考え方と違うんかいなと思うんですけど、いずれにしても考え方はいろいろとあると思いますが、理念条例のほうがいいんと違うかとおっしゃる方もみえると思うので、その辺もちょっと出していただきたいんですけどね。理念条例でいいんじゃないのと。

○ 川村高司委員

理念条例でいいんじゃないかというよりは、まずやることは、前の3月27日の事項書の中にも、条例の目的として市民活動の活発化と行政のスリム化というのが書いてあるんですけど、なので、行政のスリム化ということはリストラクチャリングというか、再構築というのがあってという大前提なので、条例をつくるなというつもりは全くないんですけども、プライオリティーが違う。まずは行政の組織としての今後の行政のあり方の新しい公共のプラットフォームを行政自体が明確に示すことをまずやってからでないと、ちょっと危ない方向へ行ってしまふんじゃないかなというのを危惧しているという。なので、今の時点で決めるのであれば、抽象的なものでないとまずいんじゃないかと。変な足かせになるんじゃないかと。

○ 杉浦 貴委員長

要は、スリム化を図って、その方向性なり具体的なものが見えた上で、そこへのせていくべきやということですね。

○ 川村高司委員

今の状態のまま切って、張ってのような、都合のええところだけアウトソーシング、民間に委託しながらなんてやってしまうと、本来の行政としての考え方が1本筋を通らなくなりかねないのではないかというのを危惧しています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

関連やけど、行政のスリム化とかいうことについては理念として縛って、今、足りないのは入り口と出口の物差しが全くないと。それは、どうしてもこの条例の中で、実施条例として問題を規定しておく必要があるんやないのかなと。100%完成は難しいと思うけど、一定のものはやっぱり具体的に実施条例として規定しておかないとだめと違うかなと思うよね。だから、どうさまざまな市民運動をどうするのかとか、そういう、これは実施のような理念のようなそんな感じになっていくんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

同時に進めていくというような意味合いですね。

○ 小林博次委員

そうね。だから、両方とも含んでおると思うんやけど。思うだけな。

○ 川村高司委員

私の場合、すごい理想が高く、本当、抜本的な新しい行政のあり方を、今のこのタイミングでやらないと、どんどん先送りになってしまうんじゃないかと。なので、自分の目指しているところの新しい公共のあり方自体は、もっと根幹から発想を変えるようなものを目指したいなという思いがあるので、というのが私の……。

○ 杉浦 貴委員長

古い考えの上に新しいものをのせても土台が古いので、結局、またもとのもくあみというか、変な方向へ行ってしまうのかというような理解でいいでしょうか。

○ 芳野正英委員

いつも、川村委員も産業生活常任委員会の中でその話をされておるので僕もよくわかるんですね。逆に言うと、川村委員がおっしゃるように、新しい公共とか行政の抜本的な整

理をする前に、議会発案で市民協働条例をつくることで、その基準というか、整理を出せたらいいんじゃないかなと思う。行政発信ですべての自分たちの役割を出していくというのはなかなか難しいと思うので、その新しい公共像とかも、それは逆にこちらの条例で、理念の部分で出しつつ、それを持続するための制度としてこれを、具体的な制度をこの条例の中に入れ込んだらいいのかなというふうに僕は整理をしていたんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

私は川村委員の意見に近いところにおるんですけど、ただ、一つの問題点は、やはり、小林委員が言われたように、きちんと制度をまとめておくと、この新しい活動のところの部分の、いわゆる原資というか、その部分が担保できないと絵にかいたもちになるのかなど。そうすると、行政側でやっぱり工夫をしてもらう、制度工夫をきちんと進めてもらわないかん部分になってくるんだらうなど。ある意味で言うと、どちらかという理念に私は近い形なんだけれども、どこかでいわゆる制度の工夫というのは必要になってくるといことになってくると、何かそのあたりの、私はどちらかという理念に近いんですけど、その中でその支援制度をしっかりと行政がとりなさいというあたりに、私、今のところはおるんですわ。

だから、理念で問題点は、今、小林委員が言われたとおりの部分の問題があつて、その部分をどう担保していくかという工夫かな。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

私も実施条例の立場なんですけど、新しい公共という言葉が出てますけど、川村委員が言われる行政の抜本的な改革というのは非常に大事だと思うんです。そういった面からも僕は条例の目的は行政のスリム化と違うところじゃないかなと思っておるんです。それは目的ではなくて、市民の皆さんが公共の担い手というところとちょっとあれですけども、市民

の皆さんが自分たちのまちを自分たちでつくっていかうという合意形成の中で、積み上げていく中で、行政の仕事を担うかわりに何らかの対価が得られれば、これはなおさら相乗効果が出るんじゃないかという方向性があるのかなと思うと、やっぱり行政に対しては、しっかりと議会として監視して、行政のスリム化であったりとか、適正化をしながら、一方で仕組みとして、そういう仕組みを我々、議会の場でつくって、財源の確保もしながらする中で、しっかりと監視するという立場でいいのかなと思っています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

私も実施条例という立場で発言をさせていただくんですけども、前回、公共性のあるという、そういう基準が一番大事であって、その基準が条例に当たるということを発言させていただいたんですけども、もう、今すぐにでも、やっぱり防犯であるとか、子育てであるとか、介護という分野は、地域で本当に具体的に進めていかなければいけないと思っています。その上で、やっぱり制度なんかも含めて公共性となる基準というものを早く整備しなければいけないので、そういう意味で実施条例がやっぱり適当ではないかというふうに思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見は。

○ 小林博次委員

両方とも含んでおけばええやないか。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや。先ほど笹岡委員からありましたけれども、理念的なものと、いわゆる反対の実施のみの条例みたいな、間のような、理念も含みつつ実施的な要素を多分に含んでいるというような条例づくりに努めるというような方向性でよろしいですかね。何かわけのわ

からん方向性みたいな感じもしますが、今のお話を総合していくと、理念の部分もあり、そして実施条例的な部分もかなり含まれていると……。

○ 小林博次委員

行政が何かやる部分は理念みたいなことで縛るしかないと思うんやわ。

○ 杉浦 貴委員長

理念プラス実施条例というのが新しい条例。

○ 笹岡秀太郎委員

まさしく委員長の仕切りのとおりで、そのあたりがここの特別委員会で工夫をしていくというのが一つの課題ではないかなという気がするんだけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

それから、あと、みんながどんな市民運動を頭の中に描いているかというのが少しわかると条例化しやすいと思うんやわね。高齢化社会がこれだけ急速に進んでいくと、地域でお互いどうやって支え合うのという仕組みを、どうしてもコストを下げるためにはつくっていかんなんらと思うのね。それはもう急務やと思っておるのやけど、これは行政の仕事でもあるし、市民参加でやっていく我々の仕事でもあるしということやと思うのね。

○ 杉浦 貴委員長

今、小林委員のほうから市民活動の中身というか、イメージみたいなものですかね。いろいろ原資の問題と、入り口、出口の問題で、非常に幅があるところですので、一度、この話を突っ込ませていただいてもよろしいですかね。いわゆる市民活動とは一体何やとということで、いわゆる原資として市民協働で取り上げるに値するような市民活動というのはどういうものやという、自治会もNPOもボランティアも含めてのあれですけど。

○ 加納康樹副委員長

小林委員がおっしゃっていただくように、これからの社会を見据えた、どういうところをターゲットとするのかという観点も非常に大事とは思いますが、でも、すべてを網羅できるようなものというのかなと私は思っています。別に高齢者、子供、防犯、防災、何でもうまいふうに拾えるような形、そのためにどういうふうな支援メニューがあって、その支援メニューに乗るためにはどうしたらいいんでしょうかとか、そういうところを手続的にやると。冒頭、理念というところでいくと、一遍、ちょっといってとまっちゃいましたけど、前文のところでもそういうふうなところはきっちりと網羅できるようなものをまずこしらえて、その後に手続的なものをきっちりと、今後考えられることをすべて網羅できるようなものにつくり上げていくというのが理想形かなとは思っております。

○ 小林博次委員

さまざまな活動が市民運動やな。

○ 豊田政典委員

僕は分野としては、今、言われるようにすべての分野でいいと思うんですけど、条例の目的というか、形として、どうしても今の行政がやっている内容を市民運動に託していくという、行政のスリム化という発想がやっぱり強くあるんですよ。僕がね。それはこどもそうやし、芳野委員もそうかもしれないんですけど……。

○ 杉浦 貴委員長

スリム化の方はかなりみえると思いますよ。

○ 豊田政典委員

それに対して、さっきの話に戻るんですけど、中村委員とか樋口委員もそうかなと、勝手に印象を持ったんですけど、山口委員も、広く醸成していこうとか、いろんな提案が出てきていいじゃないかというところがまだかみ合っていないかな、ちゃんと調整できていないかなと思っていて、乱暴な言い方をすれば、前も言いましたが、祭りに金を出す必要はないと思っているので、僕は、あくまで今やっている行政の中から仕分け作業みたいなことをやって、それは難しいと思うんですけど、基準をつくって、どれだけ出せるかとい

うところに絞るべきだと僕は思っているんです。新たなやつを受け取っちゃうと、それこそスリム化の逆の方向で膨らむ危険性がありますよね。行政の金を投じる分野が。だから、方向性としては僕はスリム化の方向に絞らなきゃいけないなということはずっと言っているんですけど、皆さんそうじゃないとすれば、ちょっと議論する必要があるのかなと。

○ 杉浦 貴委員長

一つ質問があるけど、豊田委員に、スリム化するのは行政で、それで市民活動についてのところは現状維持というか、原資みたいなものは、原資というのはお金の問題よ、出口、入り口のところで、行政は絞る部分で、絞られて出てきたやつを市民活動団体のほうへ資金としては移動する。だから、市民活動団体の全体として見たら、その分が相当、量的にはふえる、ボリュームがという考え方でいいんですよね。

○ 豊田政典委員

金については、外部委託全般に行政から民間なり、市民団体、指定管理もそうですけど、外部に出すということは、受ける側のノウハウを生かす形で、なおかつ金はふえない、もしくは減るとするのが基本だと僕は思っていますけど。

○ 杉浦 貴委員長

スリム化した分よりは減る。要は、今までかかっていたのが100やったら50でとか、あれやけれども、その分は余分に市民活動団体のほうにお金としては移動するので、市民活動団体が受けるボリューム全体としては広がる、膨らむと。ぐっと膨らむ可能性もあり、どれぐらい膨らむかわからない、そういう考え方でいいんですね。

○ 豊田政典委員

それはそうです。

○ 杉浦 貴委員長

それをNPOと自治会が、どういうバランスで受け取るかわかりませんが、そこあたりのところを実施条例で決めるみたいな、というようなことでいいんですかね。

○ 豊田政典委員

そうです。

○ 杉浦 貴委員長

そういう理解で。

○ 豊田政典委員

おおむねそうです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

行政のスリム化の話はそれでええんやけど、そのこのところをどんなことでどうやってや
っていくかというところまで踏み込むと、この条例は趣旨から外れてしまう。だから、例
えば、市民運動で必要なもの、資金について、とりあえず一定額、担保して、全額担保は
できやんけど、行政側もしくはそれ以外の方法で原資を生み出す規定になると思うんやけ
ど、行政側がそれを負担しようとする、みずからをスリム化するしかなくなってくる。
それは行政側が問題提起すればいいことやと思うのよね。逆に行政がようやらんとい
うことであれば、もっと別の特別委員会をつくって、そこで審査していくということでや
らん、二つやるというのはちょっと難しいと思うんやわな。できればええけどな。だから、
行政側のスリム化の問題を提起して、同時に市民運動をやっていこうという二つの物差し
を同時につくろうかとする、簡単にはいかんので。

○ 豊田政典委員

小林委員は、多分、僕の受けとめかたですけど、今、言われる二つの分け方をすれば、
行政スリム化に重点を置く目的にするのか、市民活動を育てようというのとどっちに重点
を置くか、いつか議論しましたけど、両方をねらっているのは難しいという話ですよ。
確かにそうだと思います。僕はどちらかといえば、行政スリム化に重点を置くべきだと思
っているんです。その結果として、委託されることによって受ける側の市民運動、活動も、

新たな仕事を、新たな金が入って活性化する行政にかかわっていく、そんな感じですかね。そっちに重点を置かないといけないんじゃないかということですか。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今の小林委員と豊田委員の……。

○ 小林博次委員

やればどっちもやったらええけどな。

○ 杉浦 貴委員長

それはもうそうですね。

○ 小林博次委員

そう簡単な話にはならんので。

○ 杉浦 貴委員長

それで、今のあれですと、意見がいろいろありましたので、意識の醸成みたいなところへ主眼を置くような形で一たんこの中ではあれしましたが、やっぱりスリム化というのはいつもやっぱり出てくる、無視できない。議論していくとスリム化の話が必ず出てくるので、やっぱり意識を醸成するのとスリム化するというのはやっぱり両方と、いつも出てきてしまうんですけど、そのあたりも含めて今の……。

○ 小林博次委員

新しい公共をやっていくためには、借金まるけの国、県、市の財政の中で、どうしてもスリム化するしかないなというのが、新しい公共を実施していくための前提条件になると思うのね。その場合、もう制度疲労を起こしているこの議会は、こんな人数をやめて、地域委員会をつくってやっていきましょうという問題提起があったわけですよ。河村名古屋市長が提起してやり始めているけど、田中市長も出したけど、いつの間にかすっと引っ込んでいった。

だから、恐らくそんなことをしたらくちやくちやになるやろうなということがあると思
うんやわね。だから、行政側もそうやけど、議会側もこのままでいいのかという問題提起
が、あわせてされていると思っているんやわ。新しい公共を実施するためには。しかし、
その前に、とりあえず、今、行政側がやっていない仕事があるけれども、例えば、介護な
んかでも、平成12年に72億円でスタートしたが、もう既に150億円を超えてしまった。こ
れ、ほうっておくとなおかついく。だけど、認知症でも要介護度3を超える程度の人でも、
地域で、前から面倒見てもらっておるからということなら、地域社会で包含してコストを
安く対応できると思うのね。だから、そんなことをいっぱいしていかなとあかんような局
面を迎えているかな。だから条例が要るなど。ほかにもいっぱいあるねんやわ。例えばの
話を出しただけで。例えば地域の防犯活動もあるやんね。さまざまあるわけやな。それ
にしては原資も要るし、その過程で行政側が市民とかかわりのある部分で、むしろこれはも
う市民にやっていただいたほうがええというものを市民に出すことがスリム化になってい
くわけやわね。原資もそこから生まれてくる。

例えば、極端な話、今、我々が論議してきて、新しいごみの焼却場をつくるということ
を決めたけど、平均人件費1000万円で四日市じゅうから集めてきて燃やしておるわけや。
埋める場所に困っておる。だけど、町の単位でさまざまな分別をやって、民間企業で持つ
ていけば、1カ所へ運んでいって燃やすという、そんな作業は必要がないわけや。協力せ
んとか、それから企業の焼却するようなそういうごみがあったりするから、そういうもの
をやっても、今、1基、20年しかたっていないやつがあるけど、これ、少し改良するだけ
で新しくつくる必要は全くないと思っておるんやけど、だから、それやと年間20億円ぐら
いは浮かすのは簡単な話で、ほかにもあると思うのよね、そういうのは。そんなに大きく
浮くやつじゃないんやけど、だから、それは行政側のスリム化の問題で、ただ、我々が市
民運動についてとりあえずこんな運動をやって、それからもうちょっとこれをやりたいな
というやつを何か支援してやるような条例ができれば、当然、原資を生み出すために行政
側がスリム化せざるを得ない。行政側の仕事もいただいてくるという現象が起きるとする
と、だから、この条例は一遍つくるけど、しかし、なおかつ発展度合に合わせて二、三年
で見直しを繰り返してやっていくということになるんやろうなと思うんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

大分、どっと視点ががーっと広がったと、物すごい大きな部分が出てきましたんですけ

ど。

○ 芳野正英委員

今の小林委員、最後におっしゃったのは僕もまさに思っておって、この行政と市民の役割分担は、多分、その時々によって変わってくると思うんですね。僕、常にこの8月の新しい公共の実現に向けての、行政の領域と市民の領域のこの5段階というのは常に頭に置いておって、例えば、さっき豊田委員がおっしゃったように、文化とか祭りを市民と行政とどっちが分担してやっていくかというところで、今は大体、祭りによっては市も出しておるものもあるし、出していないものもあるという、そのバランスが、基準が不明確な部分もあると思うんですけど、それを一遍俎上にのせて議論をする場がこの条例でつくった場で、これから議論をしていって、じゃ、もう、本当に要らんというたらもう全部カットしていく方向になるだろうし、ただ、なかなかそこまでは、今の状況ではそこまで一足飛びにはなかなか行けないのかなと。もちろん、祭りですとか、あとは商店街の振興ですとか、そういうのも、極端な話で言えば、これだけ情勢が大変なので、もう自分らでやってくれと言われればそれまでなんでしょうけど、そこまで、この今までずっとやってきた経緯というのがあるので、地方自治体というのにはなかなかそれを一遍には手放せないだろうし、それを少しずつ移していく、その少しずつ移していく場が、何年か周期で議論できる場をつくるのがこの条例のもともとなのかなというふうには思っているんですけど、だから、豊田委員がおっしゃるようなところというのは、多分、川村委員も近いような感じを持ってみえるのかなと思うんですけど、10年後ぐらいにそういう方向になるんやったらそれはそれでいいと思うんですけど、まず最初のスタートとしてはそこまでの持っていく方というのは、逆に言うと、ちょっと市民協働促進条例という名前からいうと、行き過ぎちゃってしまうんじゃないかなという意識が僕の中にはあるんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

今の話は、明確な基準を持って、スリム化してから始めようと、川村委員はそのように指摘していますが、そうじゃなくて、今補助金を出していますが、それを整理していく方

向はそうなんだけど、新たに入れるかどうか、小林委員が言われたみたいに。今金を出していないやつに金を出すかどうか。逆なのね。一方で減らすべきだということかもしれん、むしろふやすべきかもしれない。芳野さんどうですか。

○ 芳野正英委員

僕も基本さえつくれば、そういう補助金というかの形じゃなくても、形をつくっていてもいいと。例えば新しい課題って出てきますよね、さっきおっしゃったように福祉の部分で、行政がなかなか目が届かんけど、こういう制度があったらええん違うかみたいな市民提案があって、それに対して市がちょっとやってみなさいみたいな、今の個性あるまちづくり支援事業費補助金とか、そういう市民提案型なのかなと思ってるので、そういう形で例えば一地域でやったのが、例えば福祉型の新しい取り組みが、これはええなとなれば、それは市域全体で広げていく可能性もあるので、そこは減らしていく方向ばかりを持っているんじゃないで、ふえることもあるし、減ることもある。

むしろ、これから、それが地域に根差した取り組みだと思えばふやしていくということがあってもいいのかなと。だから、青色回転灯なんかは、特にもう20年前はそんな全く発想もなかったことが、今、市民提案があってやってきて、市域全体に広がって、浸透したという形だったので、そういうことはこれから先もあっていいと思う。逆に言うと、行政ではなかなか、行政はスリム化をしていかなあかんけど、逆に言うと市民サービスもしていかなあかんので、行政機関が見つけられないそういう市民サービスを民から提案を受けたら、それに対して手当てをしていくことも市民協働かなと思っています。だから、あんまり、行政のスリム化ばかりに軸足を置き過ぎてしまうと、そこへ踏み込めなくなるのかなという気がするので、中間的な発想でおりたいなど。

○ 川村高司委員

どうしても現状のかかっているコストからふえる方向に行ってしまうというか、要は税金の投下する先が行政内でとどまっているんじゃないしに、NPOなり、何でもいいんですけど、表に出ていくということは、結局、行政組織の拡大に過ぎなくて、つけかえているだけで、全く何ら意味がないのかなと。豊田委員がおっしゃるみたいに、今、現在、かかっているコストは維持、もしくは削減が前提であって、アウトソーシングしていくというのはもう必須条件になってくるんじゃないかと。逆に言えば、行政組織の直接コントロー

ル下に置けない組織の肥大化になりかねないんじゃないかというのが一番危惧している部分なので、そうすると、もうアウトソーシングしてしまっているの、どういうサービス、要は品質が担保されるのか、されないのかという問題も出てくるし、だから、昔みたいに性善説が担保されていけばいいんですけど、今、善か悪かよりも、損か得かみたいな社会情勢というかがある中で、そういう、気軽にと言ったら変ですけど、税金を全くの外部に流出させるものをつくってしまうというのは、あくまでも統治は自分たちでというのは大前提で、もしプラスアルファをやってもらえるのであれば、昔はボランティア、全くの無償でのボランティアを率先してやってから、それでもだれもいなかったら有償でというような2段階構えというか、まず原資ありきとかという話になってしまうと、何か非常に違う方向に行ってしまうように危惧しているところです。

○ 山口智也委員

川村委員のおっしゃるように、その行政の部分が肥大化していくということは、本末転倒だと思っています。行政のスリム化と市民参加の促進というのは、両立するのかどうかという部分だと思うんですけども、財政が悪化しないシステムとか基準というのをつくっていくことが、徐々にですけれども、一気に変えられませんが、徐々にそういう基準をつくっていくということが大事だと思っています。例えば、具体的には、介護なんかはわかりやすいと思うんですけども、市がお金をどんどん新しい分野に出していくのではなくて、さっき、加納副委員長がおっしゃったように、市民同士が例えばお金を出し合っ、て、お互いが支え合っていくという有償ボランティアみたいなシステムとか、そういうモデルとか基準というものを提示していくことが大事ではないかなというふうに思いますけれども。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

川村委員がおっしゃるみたいに、行政は肥大化するおそれがあるといつて、確かに行政学の教科書の一番初めぐらいに行政肥大化の法則というのがあるんですね。どこかの偉い人が言っていますが、行政機関は必ず肥大化するという法則があつて、そのとおりだ

と思うんですよ。やっぱり仕事がふえてくるので。僕、産業生活常任委員会的时候にその補助金の話、議論したときに言ったのは、時代に合っていない補助金はやめるべきだと思うんですけど、すべてを切ってもいけないし、やっぱりその補助金というのは性質上、その時々に合わせて変えていくべきなんですね。ただ、一遍出して、それをやめるとはかなりのエネルギーが要るので、それやったら初めからもう出さんほうがええんじゃないかというのは、それはもうおっしゃる一つの考え方なんですけど、なかなか基礎自治体である市はそれが難しいと思うんです。だから、その辺をどこで区切って補助金を、補助金というか、こういう市民自治と一緒にやっていく制度をどこで生み出して、どこでやめていくかという判断は結構難しいんですけど、それが一つ条例の中でそういうことを検討できる組織をつくれればいいのかなというのが、これは理想ですけど、僕の思いなんです。

だから、今の個性あるまちづくり支援事業にしても、3年とかで期限を切つてとめるという話になってはいますが、それは僕、一つの見識だと思うんです。それで続いていくべきものだったら続いていくだろうし、それで続かなければもう、要は、行政サービスとしての必要性がなかったとして切られる場合もあるかもしれないし、そういう新しい補助金の生み出し方というか、やり方もあると思うので、決して新しいそういう行政サービスが発想として生まれたときに、それを芽を摘むようなことがあってはいかんのかなというふうには思うんです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見、どうでしょう。

ちょっとごめんなさい。今の議論をちょっと僕なりに、ちょっとよくわからん部分があるのでちょっと聞きたいんですけど、川村委員はその行政が肥大化するというのは、先ほど僕が言っていた行政で圧縮された分が市民活動団体に行くのではないということやね。ダイレクトに行くのではない。要は、スリム化されて、100あったものが50になりましたと、70になりましたと。行政のスリム化が行われて。30減りましたねと。それは新たな事業に使われる、あるいはその市民団体に出ていくのかもわからんけれども、市民団体へ、即、そのまま、丸々いくというような考え方ではないということでもいいのかな。

○ 川村高司委員

そんなことになったら意味ない。

○ 杉浦 貴委員長

意味ないねと。総額は何も変わらへんのやで。同じことをやっておるだけの話ですよということをおっしゃっておるわけやな。それは行政がどんどん肥大化していくだけ、市民活動の中へ行政が入り込むだけのように見えるというようなことでいいんですかね。そういうことやね。しかし、その行政と市民活動団体のリンクの仕方というか、どういう形でつながったらいいのかというような話のようにも思ったんですけども、そういうわけでもないのか。お金で、じゃ、行きましょと。切り分けをして、行政から市民活動団体に出していきましょととか、いろいろそんなんありますやんか。提案してもらってやっていくとか、その辺のつながり方みたいなものを考えないかんということなんですか。ごめんなさい。もう忘れてください。ちょっと話が余計おかしくなってきた。

スリム化も大事やけど、意識の高揚みたいな部分というのは、何か……。

○ 小林博次委員

スリム化も大事やけどと何の話をするの。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、今、行政のスリム化ですよ。だから、行政のスリム化の話になっていますよ、今。

○ 芳野正英委員

この話は、実を言うと、ずっと平行線だと思うんです。というのは、これはもう本当に永遠の課題で、要はそういうところを、議論をする場を常にやっぱり持つておかなあかんということだと思うんです。僕は。だから、時代によっては、豊田委員が言ったみたいに、やっぱりもう文化も全部、市はできないので自分らでやれと、もともと市民自治やないかというところまで持つていける時代もあるかもしれませんし、やっぱり、ああ、ちょっとそれではなかなか立ち行かんのので、我々、行政も手伝いませうみたいに常に動いていくと思うんです。それを議論するための場は大事かなと思って、だから、もともと提案していただいた、議政研の分科会で作られた資料の中でも、市民活動促進とか推進委員会の

一つの案がありますよね。

こういう中で、そういう、その委員が議論をしながら、例えば市がそういう自治体ですか、NPOに出している補助金なんかを整理したりとか、客観的に基準をつくっていく場というのをつくって、その場で議論をしていけばいいのかなということだと僕は思うんですよ。今の、まさにこの議論をしている中身が、これからそういうところで移って行って、常に議論をしていけばいいのかなと思うので、そういう制度を盛り込んだらどうなのかなというふうに思うんです。逆に言うと、前、産業生活常任委員会なんかでもありましたけど、自治会の今、自治会長さんに払っておる委託費だって、他市に比べたらまだまだ低い部分もあるかもしれない。逆に言うと、それで、じゃ、もう一回、やっている内容を整理して、これは確かに大変やでふやせという話になることもあると思うんです。だから、そこは、今、この条例をつくろうとしておる場でその議論の中身まで入るんじゃなくて、そういうことをこれからずっと話し続けられる場をつくったらどうなのかなということだと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

そのとおりだと思います。私は個人的には。

今の意見、いかがでしょうか。

○ 小林博次委員

そういうことやろうな。

○ 豊田政典委員

今のでいいかなと思いつつあるのは、原案であったり、もともとの議論というのは、新規参入じゃないですけど、今、サポートしていないけど、いろいろやっていたんやけど、その中から拾い上げてというのが主だったと思うんですよ。それだけではなくて、そういうのもあってもいいんですけど、今、既にいろんな事業費であったり、補助金を出している。これを全部を見直すような機関であったり、基準であったりというのをこの際つくろうじゃないかと。減額のほうもあると、削減のほうもあるというのができればいいと思います。

○ 杉浦 貴委員長

今の、このお話というのは、結局、中身、条例の中身をつくるときにどんなんつくるんやという委員会、今、言っておるのは審議会みたいなものをつくるか、つくらんかとか、足のかけ方で全部違ってきますので、今、おっしゃるとおりだと私も思いますけど、そういう条例の構造みたいな、どういう形でつくっていくかというのをちょっと頭に入れながら、また一つお話をお願いしたい。

○ 小林博次委員

正副委員長でたたき台をつくって出してよ。

○ 杉浦 貴委員長

そのたたき台というのは、どれを使うかによって、いろいろあるわけですけど、前回、前年度につくったやつが一応あって、これはまた、それはそれでいろんな問題があっとうまくいかなかった。これと、これと、何か、これと、理念的には一緒なのかわかりませんが、その書き方というか、やり方がちょっと違う何か違うものを新たに一つ持ってきて、それとの比較やらあれによって何か一つの形が見えやすいような形にして、ぼちぼちと形というか、その条例の条立てなんかも含めて、こんな形でどうですかみたいなものをつくるのも一つ方法かなとは思っておるんですけども、今、小林委員が言われたのはそういう……。

○ 小林博次委員

前に出ていたたたき台があって、さらに、きょう議論された一定の方向があるから、それを足して、あらかじめ提案してもらおうと集約が早いやろうと思う。そうじゃないとこっちに追い越される。

○ 杉浦 貴委員長

追い越される。それは確かにそうですね。

それでは、ちょっとほぐれたところで11時5分まで休憩させていただきます。

10 : 52 休憩

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、委員会を再開させていただきます。

まず、今、行政のスリム化みたいところがすごいクローズアップされておるんですけども、市民協働の条例ということで、要は市民活動団体が地域なり、全市的にでもいいですけども、やりやすく動けて、なおかつその資金的なものが全部じゃないにしろ、ある程度の援助ももらえるような形で活動ができるということで、それを見て、市民の方のそれぞれが意識が変わってきて、おれも、私もという形で市民活動に取り組んでいくと。その形が、でき上がった形が新しい公共であったり、古いのもあるんかわからんですけど、そういうふうになるための条例ということで、偉そうなことを言うと言われるかわからんですけど、ちょっと何か行政のスリム化にちょっと議論がかかり過ぎているような気がしたんですけど、ポイントとしてはすごいええポイントなので、この話はこの話でずっと続けていっていいんですけど、要は市民活動をどうやってして活性化させるかということについての方法というか、スリム化のやつは盛り込むと。それで、市民活動を活性化させる何かそういうものについての何か提案というか、何かこうやってしたらどうやというようなものは……。

○ 笹岡秀太郎委員

それで、実は我々、1月の時点でこの議論をそれぞれが意見を持ち寄ってたたき台にしましょうよということで提案したんですよね。提案した部分でこの以降、何度か、2回目ぐらいかな、3回ぐらいの積み重ねが来て、また実はもとへ戻ったような感じがするのですが、ただ、戻ったという言い方はちょっとだめですけども、ある意味でいうと、それから積み上げた部分もあるので、その我々が提案したもの、皆さん提案したものの上に、さらなるこの議論を重ねたものを、エッセンスをもう一度、整理させて持ち寄ったほうがええのかなと。ある意味でいうと、小林委員が言うのは、その意味で積み上げられたものを正副委員長の案で出したらどうかと、このように言われたかと思うんですけども、それは正副委員長に投げつけるんじゃないで、もう一度、我々もこのところの原点に戻ったところの、提案したところから積み上げたものを再度精査して、もう一度、提案してみたらいい形に

進むのかなという気がするので、皆さんがもし了となれば議論ももっと早く済むかなという気がするので、一度、諮ってください。

○ 杉浦 貴委員長

今、笹岡委員からお話になったようなご提案があったわけですが、それについて、小林委員はちょっと外れたから、提案がありましたが、小林委員のご提案に沿った形でご提案が出たという、前に出していただいたときのあれですよ。前文のあたりの、いろいろなご意見をいただいたわけですが、このときにお考えいただいた、その考え方に2回ぐらい、きょうで3回目になるんですかね、議論を重ねたのをちょっとのせていただいて、どういう形になるかわからんのですが、それをもう一度、意見という形で出していただけると正副委員長と……。

○ 小林博次委員

あんたらは手間を省いておるけど、やっぱり正副委員長で、今まで提案、さまざまにあるので、議会の調査法制係とそれから行政の法務係にちょっと協力してもらって、たたき台をまとめてもう一回出してもらおうと……。

○ 杉浦 貴委員長

出していただいたやつをもらって、それで正副委員長で……。

○ 小林博次委員

いや、出してある。今までできておる。

○ 杉浦 貴委員長

これに上乘せをしていただいて……。

○ 小林博次委員

前、条例づくりで一生懸命やったたたき台をここに持ってきておるで。

○ 杉浦 貴委員長

変わらないのなら変わらないということで出していただいて、そして正副委員長でそれを見て……。

○ 小林博次委員

あんまりようけ出てくるとよう修正しやへんと思うんやけど、できるかな。だから、今までのやつが出ておるわけやで……。

○ 杉浦 貴委員長

今までの話ですと……。

○ 小林博次委員

議会の調査法制係と、行政の法務係の意見も聞いて、だから条例づくり、行政側が旗を振ってつくるのか、議会側が旗を振ってつくるのか、どっちにしたって議会だけの調査法制係では足らへんから……。

○ 杉浦 貴委員長

それはそうですね。

○ 小林博次委員

力を借りて作業を、たたき台をもう一回まとめてもらう。それで提案するというやり方のほうが早いと思うんや。

○ 杉浦 貴委員長

とにかく急いでやろうというあれですか。

○ 小林博次委員

そのほうが早いと思う。

○ 杉浦 貴委員長

先に……。

○ 小林博次委員

すると大体は賛成するで……。

○ 杉浦 貴委員長

正副委員長案をつくれというそういうことです。

どっちにさせていただくのがええのか、ご提案がありましたので、まず、1月、前文に関するところで書いていただいたような考え方をもとにして、きょうまでの議論を踏まえた上で、正副委員長で骨格みたいなものになるかと思いますが、それをつくらせていただいて提示するという方法か、笹岡委員が言っていただいたように、一度、出していただいたものをもう一度ちょっと……。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長、まとめてもらうのは申しわけないので、今の小林委員の提案でいいと思うんですよ。ただし、各委員の発言も担保してもらわないといけませんよと、こういうことを言っておるんですよ。だから、その形としては、この提案したものに、この数回、議論したものをしっかりとみんなそしゃくして、それを委員長、副委員長に提案していくと、そういう形でどうですかということです。

○ 杉浦 貴委員長

という笹岡委員のご提案もありますので、それでよろしいでしょうかね。

○ 小林博次委員

はい。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

そういう方向でいいと思うんですけど、ちょっと心配しているのが、これが、この段階

で入るかどうがちよっとわかっていないんですけど、政友クラブの中で議論をしておったときに、私の提案とこのほかの豊田委員や川村委員の意見が違ったんですけど、僕は市民が自分たちの困りごと、各地で違う困りごとを何とかしたいよねというところから発想が生まれたほうがいいかなと、そういうのを手当していくのほうがいいかなという思いがあるんですけど、ただ、個性あるまちづくり支援事業のような形でいったら、何でもかんでも本当に受け入れてしまいがちなので、やはりきちっと審査する、この条例をつくった、条文をつくった中での審査する機関というか、そういうこともどこかで考えていかなくちゃ、やはり公平でないと、地区では地区市民センターがまず最初、窓口になると思うんですけども、なかなか地区市民センター側がノーとは言えないところがありますので、この辺はしっかり担保しておかなあかんかなと。それはどこで議論するかちよっとわかりませんが、それをもし盛り込めるんやったらぜひ、それだけお願いします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

先ほど、芳野委員の意見も恐らくそんな公平な立場で判断できる委員会みたいな、この委員会なのか、この中に入れる委員会なのかちよっとあれですけど、そういうものをやっぱり埋め込まないとだめやということやと思いますので、それは全会一致のお考えかと思えますので、それを入れさせていただきます。

つくっていくに当たって、もう少しご意見いただきたいんですけど、先ほど言いました市民活動をもっと活発にさせるような何かご意見というか、そういうのはございますでしょうか。ちよっと先ほど言いましたように、ちよっと行政のスリム化というところにちよっと意見が集中しましたので、今度、市民の意識の活性化みたいな、中村委員がおっしゃったように、自分の地元のことからいくのが本来かもわかりませんが。

○ 中村久雄委員

まず、市民活動の活性化というのは、この条例をつくって、ああ、こういうことやらちよっと補助してもらえろとか、こういう方法があるでと、隣の町であんなことをやっておるでと、うちの町でも欲しいよなということが活性化につながると思うので、やっぱりこの条例をつくっていく、こういうことを明示している、入りと出を明示することが活性化につながると思っておるので、活性化の方法はもうこれしかないかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

出と入りをもうはっきりさせるということですか。

○ 中村久雄委員

入りと出、こういう決まりがとおれば……。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

公共でそれ自体がそういうものを支えるという趣旨になると思うのね。

大体、まとまった。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

この辺でどうやというご意見も出ていますが。

○ 豊田政典委員

皆さんの話はいいんですけど、三つぐらいに分類できるかなと思っていまして、新規提案が一つ、それから既存の補助金を見直すというのが一つ、それから行政のスリム化です。スリム化というか、行政がやっているやつをいっぱい出せば、受ける団体もいっぱいふえるもので、それが活性化になるんですよ。だから行政のスリム化が活性化につながると。

○ 杉浦 貴委員長

あくまでもそういうことで。というご意見が……。

○ 中村久雄委員

確かに条例の前文や条例の根幹として、市民活動を活性化するというのが、行政のスリム化が一つの目標というか、そういうこともあって、みんなの公共、みんなが支えていか

ないと、自分たちのまちは自分たちでつくろうという意識が大切ですよということが基本的なことが盛り込まれていたらいいのかなと。だから、それが進めていく上で、実際に市民活動やいろいろな活動を使ってくれるところが出てくる段階で自然とスリム化になっていくのかなというふうに思いました。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 川村高司委員

その市民活動という言葉自体が普通の市民の人は違和感を感じるというか、だから特定の人しか市民活動というのはしていないみたいな、今の社会情勢というか、なので、この条例をつくることによって、市民活動は特定の団体、もしくは特定の人物だけが活性化するのはなしに、本来の全員参加というところからすそ野が広がっていくというのを主眼にしないと、市民活動はふだんサラリーマンをやっているとほとんど参加する機会なんてないんですよ。それがもうほとんどの人たちなので、だからこの条例をつくることによって、本当に全員参加ですそ野が広がるのかという部分の議論というかがないと、もう、だから、市民活動しかやっていない人たちだけのものになってしまうのはちょっと心配するところですね。

○ 杉浦 貴委員長

もうおっしゃるとおりやと思います。

○ 樋口博己委員

市民自治基本条例、これ、理念条例になっていますよね、これ。その中の第1章総則の中で解説というところがありまして、ここに地方分権が進む中ということで、地域のことは地域が自分たちの責任で決定し、個性的で豊かな地域社会を築いていくことが求められているという解説があるんでよね。まさにこれだと思うんですよ。今、川村委員が言われましたけど、市民協働というのはなじみがないかもわからんけれども、地域のことは自分たちで決めていくんだという、こういう姿勢が大事なのかなというふうにちょっとここで確認したらどうかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

そこにうたわれておるといことですかね。ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

先ほどのような形でまとめていただくのがいいのかなと思ひまして、この前、出してもらった、一番初めの条例案の中の、今、議論していたところというのは、大体、市民協働促進委員会みたいな形でいろんな議論をしていくということの一つの制度だと思うんですね。もう一つ、僕は、この条例案の中に盛り込んだらどうか。これはすごく多分、意見が分かれると思うんですけど、要は、その1%条例みたいなというのは、さっき豊田委員がおっしゃったような、例えばもう行政が全く手をつけないという、カットするというときに、僕はそうはそうでありながら、まだ市民活動はやっぱり支える財政的な支援というのはどこかであっていいのかなと思ひますし、僕はそれはその市民の寄附みたいなところも一つ制度としては検討してはどうかなと思ひます。これは確かに皆さんいろいろ分かれるところだと思ひますし、基金をつかって、じゃ、1%は強制的にそっちへ移していいのかという議論もあると思ひますけど、過渡期というか、さっき言ったように、行政のスリム化で全く行政が手を触れないというところに行くまでの過渡期として、行政と市民がつくった基金で、その基金の中から、例えば祭りにしてもいつまでも同じような地域の皆さんだけの限定した祭りじゃなくて、新しい取り組みをすとか、積極的な取り組みをするというところに、じゃ、応援していきましょうというような、そういう財政的支援を生み出すような仕組みというのも条例の中に入れてみてもどうかなというふうには思ひます。ほかの市なんか見ておってもそういう基金を検討しているところもありますし、この委員長案というか、前の議政研の案でも財政的支援というところにとどまった部分があったんだと思ひますけど、そういう基金の創設というのは一つの論点かなと思ひますので、委員会と、その基金の創設と、あと登録制度みたいな、具体的な制度としては考えられるのかなと思ひますけど、登録制度が、ちょっと僕、あんまりその意義がまだちょっとよく見えていないので、僕はその二つがこの条例の中に盛り込むべき具体的制度かなというふうには思ひているんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

いわゆる条例の骨格みたいな部分ですよね。先ほどからお話し出ている。前年のところでも、やっぱりいわゆるNPOやら市民活動の認知の部分とか、それから活動場所の問題とか、それから活動資金、基金の問題とか、それからその委員会をつくる、つくらないという部分、それから登録のところ、この辺というのがやっぱり、前回もその辺がやっぱり何だかんだとって非常に意見が出たものでもあるし、分かれたところでもあるので、その辺は当然中へ入れ込みながら、今度、正副委員長で出していく中で決めていくというか、どうするかと、委員会はもうつくらないかと思えますし、先ほどのお話、中村委員からも出たし、芳野委員からも出て、それで決めていくところはどうしても必要なもので、これは要るのかなと思えますけど、ほかのところのお金の問題やら、そういうところというのは、行政のスリム化やら、意識の醸成やら、その辺のところとの絡みで、ちょっと副委員長と相談をさせていただいて、次回に提示……。

○ 小林博次委員

副委員長と議会の法制と……。

○ 杉浦 貴委員長

はい、わかりました。ちゃんと意見を担当分もいただいてやるようにさせていただきますので、そんなところできょうのところ、終わらせていただいてよろしいでしょうかね。

○ 小林博次委員

基金という日本語、それは1%条項のことを言っているわけ。

○ 芳野正英委員

そのような形ですね。1%というくくりじゃなくてもいい。

○ 小林博次委員

そやな、1%は、住民税の1%はおおよそ1億5000万円ぐらい、ちょっと足りないと思うんやわ。だからその辺、固定されるとちょっとまずいかな。

○ 杉浦 貴委員長

要は財政的支援の中身がはっきりするかどうかというような意味合い。定額、定期的に積み立てたりするかどうかとかいう、そういう……。

ほかにございませんでしょうか。ここは言っておかなあかんとかございませんか。

○ 小林博次委員

たたき台が出たら言うわ。

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、ちょっと早いですがけれども、きょうはここまでといたしたいと思いますので、どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

11 : 25 閉議